

建部支所等清掃業務委託仕様書

1 履行場所及び清掃対象面積

(1) 庁舎等

建部支所 (1,079㎡) 岡山市北区建部町福渡489

(2) 観光トイレ等

- ① 福渡観光トイレ (46㎡) 岡山市北区建部町福渡996
- ② 鶴田公衆トイレ (7㎡) 岡山市北区建部町鶴田760 地先
- ③ 八幡温泉郷観光トイレ (31㎡) 岡山市北区建部町建部上607
- ④ JR建部駅トイレ[駅待合所含む] (35㎡) 岡山市北区建部町中田403-3
- ⑤ 八幡温泉郷駐車場 (7,300㎡) 岡山市北区建部町建部上573-1

2 清掃期間

(1) 庁舎等

- ① 日常清掃業務 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(但し、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
- ② 定期清掃業務 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び本市が指定する日

(2) 観光トイレ等

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(但し、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

※ 契約締結日は、令和8年4月1日とする。

3 業務時間

(1) 庁舎等

午前8時30分～午後5時15分までの間に行なうものとする。
なお、定期清掃は別途打ち合わせるものとする。

(2) 観光トイレ等

午前8時30分～午後5時15分までの間に行なうものとする。
ただし、上記の時間外に業務を実施する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。

4 業務内容

(1) 庁舎等

- ① 日常清掃業務 (詳細はエリア別作業一覧表のとおり)
 - ア) 週3日実施するもの (月曜日・水曜日・金曜日)
 - ・トイレの清掃及び、ごみの収集と分別
便器・洗面台等衛生陶器洗剤洗浄、壁・鏡清掃、床面水洗・ごみ除去
 - ・廊下、玄関、階段の清掃及び、ごみの収集と分別
 - ・湯沸場の清掃及び、茶殻等の生ごみの収集と分別
 - ・可燃ごみ集積場のごみを、ごみ出し場へ出す作業
 - イ) 週1回実施するもの
 - ・応接室、大会議室、小会議室、選挙室の清掃
 - ウ) 月1回実施するもの
 - ・資源ごみ等集積場の古紙 (新聞、雑誌、段ボール等) を資源ごみに出す作業
 - ・資源ごみ等集積場の空き缶、空き瓶、ペットボトル等を資源ごみに出す作業
 - エ) その他

- ・適宜、庁舎敷地内（駐車場含む）のゴミ拾いなどを行い、美観を保つ
- ・上記に掲げるものの他、日常清掃において必要な業務を行う

② 定期清掃業務（詳細はエリア別作業一覧のとおり）

- ・床面剥離洗浄・樹脂ワックス仕上げ（年1回 1階執務スペース）
- ・床洗浄・樹脂ワックス仕上げ（年1回 2階廊下ほか）
- ・窓ガラス清掃・防虫処理（年2回 内1回を防虫処理）
- ・防虫防除（年1回 支所全体）
- ・ブラインド清掃 [取り付けたまま]（年1回）

(2) 観光トイレ等

- ① トイレ及び周辺の清掃 [JR建部駅トイレは駅舎清掃を含む]
便器・洗面台等衛生陶器洗剤洗浄、壁・鏡清掃、床面水洗・ごみ除去（週2回）
 - ② トイレトーパーの補充（適時）
 - ③ 建部駅舎内の清掃 [土間・内窓ガラス・ベンチ等]（週2回）
 - ④ 建部駅舎の窓ガラス清掃・防虫処理（年2回 内1回を防虫処理）
 - ⑤ 八幡温泉郷駐車場の清掃 [ゴミ拾い]（適時）
- ※収集したごみは、分別して建部支所のごみ集積場所へ持ち込むこと

5 委託料の支払い

毎月払とし、翌月10日までに作業報告書を提出し、検査合格後30日以内に支払うものとする。

6 作業員の心得

- ① 作業員は、常に服装を正し、言語並びに態度を良くし、住民や施設利用者に不快感を与えないようにすること。
- ② 作業員は、作業にあたって開始の旨及び終了の旨を報告すること。
- ③ 作業員は、この業務に関連して業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ④ 作業員は、盗難並びに火災の予防に留意し、作業終了の際は、窓・扉の施錠、火気取り締まり及び消灯をすること。
- ⑤ 作業員は、作業中に器物を破損したとき、又は破損を発見したときは、速やかに届出すること。
- ⑥ 作業員は、清潔かつ衛生的に清掃を行い、併せて施設の美観に十分注意すること。

7 その他

- ① トイレトーパー及びゴミ袋は、委託者が提供する。
- ② 清掃業務に必要な機材は、受託者の負担で準備する。
- ③ 作業責任者は、定期的に清掃状況を確認し、不備がある時は適宜作業員へ指示し、改善を図ること。
- ④ 使用したゴミ袋の使用数量等を明記すること。
- ⑤ 清掃時に使用する洗剤等は、分解性の高い、化学物質の含有量が少ないなど、環境にやさしいものを適量使用すること。
- ⑥ 清掃時に使用する電気、水道等については、効率よく使用すること。
- ⑦ その他必要な事項は、施設管理者の指示に従うこと。